

○内閣府令第 号  
農林水産省

保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第七十一号）の施行に伴い、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和 年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗  
農林水産大臣 鈴木 憲和

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部を改正する命令

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年<sup>大蔵省</sup>農林水産省<sup>令第二号</sup>）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

		<p>(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等) 第四十八条 法第五十八条の三第一項(法第九十二条第三項、第九十六條第三項及び第百條第三項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第十一条第一項第十二号又は第九十三条第一項第六号の二の事業を行う組合(前号及び次号に掲げる組合を除く。) 次に掲げる事項</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 組合の主要な業務に関する次に掲げる事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 直近の二事業年度における事業の状況を示す指標として次の表に掲げる事項</p>	
項目	(略)	記載する事項	(略)
共済契約に関する指標	一〇七 (略)	八 共済契約を再保険に付した場合における当該再保険を引き受けた主要な保険会社等の適格格付業者(保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)別表(第五十九条の二第一項第三号ハ関係(生命保険会社)) 保険契約に関する指標等の項第六号又は別表(第五十九条の二第一項第三号ハ関係(損害保険会社)) 保険契約に関する指標等の項第七号に規定する適格格付業者をいう。)又は海外においてこれと同等の実績を有する格付業者による格付に基	

改正前

		<p>(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等) 第四十八条 法第五十八条の三第一項(法第九十二条第三項、第九十六條第三項及び第百條第三項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第十一条第一項第十二号又は第九十三条第一項第六号の二の事業を行う組合(前号及び次号に掲げる組合を除く。) 次に掲げる事項</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 組合の主要な業務に関する次に掲げる事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 直近の二事業年度における事業の状況を示す指標として次の表に掲げる事項</p>	
項目	(略)	記載する事項	(略)
共済契約に関する指標	一〇七 (略)	八 共済契約を再保険に付した場合における当該再保険を引き受けた主要な保険会社等の適格格付業者(保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)別表(第五十九条の二第一項第三号ハ関係(生命保険会社)) 保険契約に関する指標等の項第八号又は別表(第五十九条の二第一項第三号ハ関係(損害保険会社)) 保険契約に関する指標等の項第七号に規定する適格格付業者をいう。)又は海外においてこれと同等の実績を有する格付業者による格付に基	

二 三 四 (略)	(略)	九 づく区分ごとの支払再保険料の割合 (略)
	二 三 ト (略)	

二 三 四 (略)	(略)	九 づく区分ごとの支払再保険料の割合 (略)
	二 三 ト (略)	

附 則

この命令は、令和八年三月三十一日から施行する。